

# 小川町ファミリーサポートセンター 会員登録・利用の手引き

ファミリーサポートセンターとは	
会員になるには、援助活動の流れ	2
会員の心得、共通理解	3
1. 育児の援助	4
援助できる内容、預かりの対象、預かり人数、 援助活動の場所、報酬、登録から利用までの流れ	
2. 病児・病後児の預かり	6
援助できる内容、預かりの対象、預かり人数、 援助活動の場所、提供会員、病児・病後児の受け入れ基準、 報酬、登録から利用までの流れ	
3. 実費・キャンセル料	9
実費、キャンセル料	
4. 災害補償保険	9
賠償責任保険、傷害保険	
5. 預かりに際して準備していただくもの	10

## 【問い合わせ先】

〒355-0316

埼玉県比企郡小川町大字角山133番地

電話 0493-81-6181

FAX 0493-81-6186

受付時間 8時30分～17時15分

# 「人と人をつなぎ、子どもに笑顔を」

## ファミリーサポートセンターとは

- 子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。
- 会員同士で支え合う組織です。

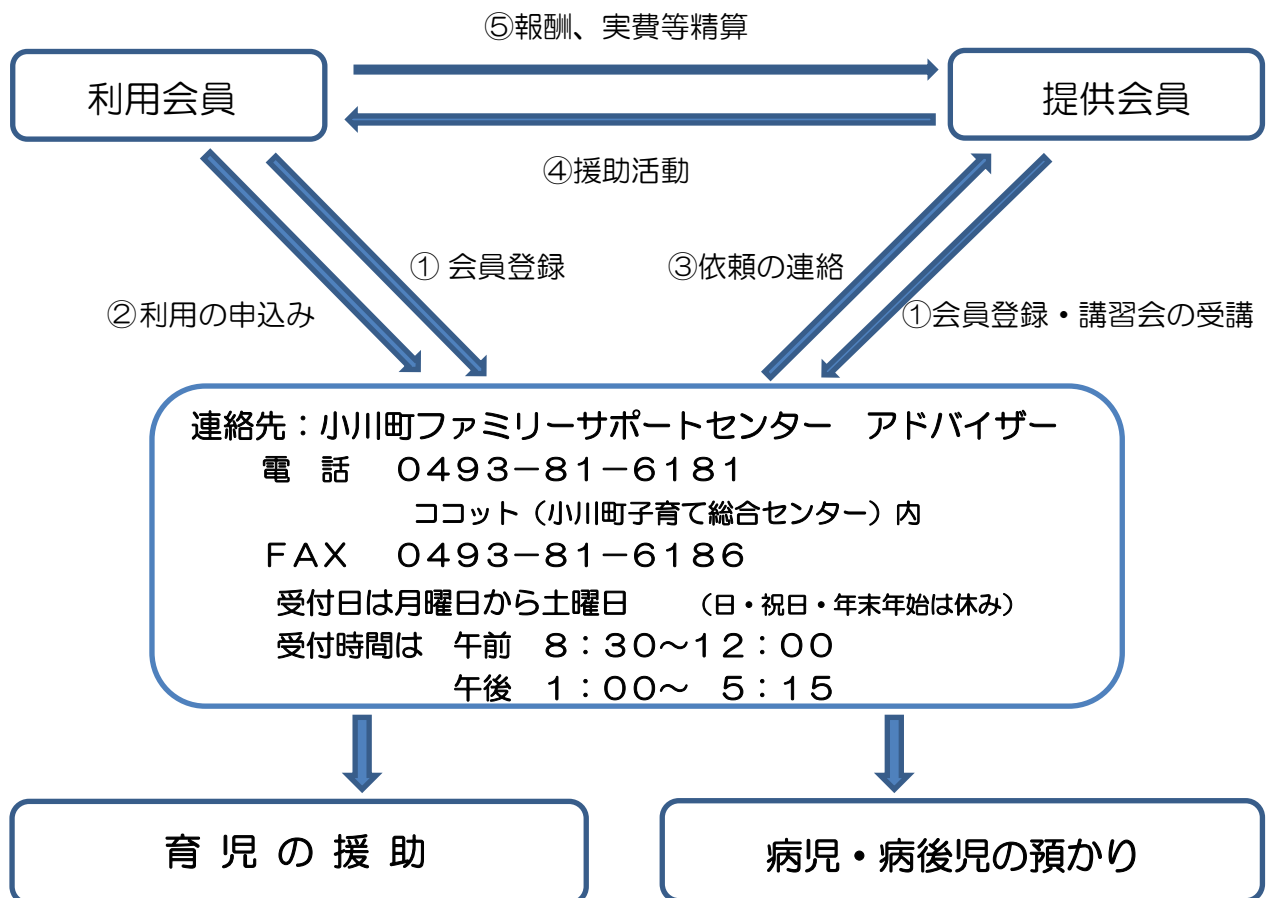
育児の援助を受けたい人（利用会員）と行いたい人（提供会員）が会員になり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士が支え合います。

援助活動の内容によって、育児の援助、病児・病後児の預かりのいずれかで対応していきます。

### ●●●会員になるには●●●

- 利用会員
- ・小川町に在住、在勤の成人の方で、利用会員と同居する生後6か月から小学校6年生までの子どもがいる方
- 提供会員
- ・成人の方で、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる方
  - ・センターが実施する講習会を受講した方（病児・病後児の預かりを行う方は、病児・病後児預かりの講習会（24時間）を受講した方）

### ●●●援助活動の流れ●●●



※上記の「援助活動の流れ」は一般的な例です。

※会員間で行う相互援助活動は、提供会員と利用会員との請負または準委任契約に基づくものです。

## 会員の心得

- 1 ファミリーサポートセンターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
- 2 お互いに知り得た他の会員のプライバシーは守りましょう。（退会後も同様です）
- 3 約束した開始・終了時間は必ず守りましょう。
- 4 援助活動中は、必ず会員証を携帯しましょう。
- 5 援助活動は必ずセンターを通して行ってください。センターを通さない援助活動については、補償保険は適用されません。
- 6 援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- 7 安全チェックリストにより、常に子どもの安全を確認してください。

## 共通理解

### 援助を開始する前に

- 1 事前打合せはお互いに十分行ってください。
- 2 おやつ、食事、オムツ、玩具などは原則として利用会員が用意してください。
- 3 急な取消しや依頼内容の変更などが生じた場合は、速やかに相手方に連絡してください。
- 4 依頼した援助内容以外の仕事は要求しないでください。会員同士の助け合いですから、過度の負担を求めることはやめましょう。

# 1. 育児の援助

## ●援助できる内容

ファミリーサポートセンターで行う援助は、あくまでも急な子どもへの対応や手不足を補うための援助ですから、軽易でかつ短期的・補助的なものです。乳幼児の長時間保育等はいりません。具体的な援助の内容は次のとおりです。

- ・保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ及びその他これらに類する施設（以下「保育施設等」という。）までの送迎
- ・保育施設等の開始前及び終了後に子どもの預かり
- ・保育施設等が休みの時の子どもの預かり
- ・保護者等が、病気、急用等の場合の子どもの預かり
- ・保護者等が、冠婚葬祭、買い物、文化活動等により外出が必要な時の子どもの預かり

## ●預かりの対象

生後6か月～小学校6年生までの子どもを対象とします。

## ●預かり人数

複数の子どもの預かり可。提供会員と相談のうえ、決定いたします。

## ●援助活動の場所

- ・子どもは原則提供会員宅で預かりますが、利用会員と提供会員の合意が得られれば、その他の場所での預かりが可能です。
- ・近くの公園等、安全な場所で遊ばせていただくことも可能です。

## ●報酬（子ども1人／1時間あたりの料金）

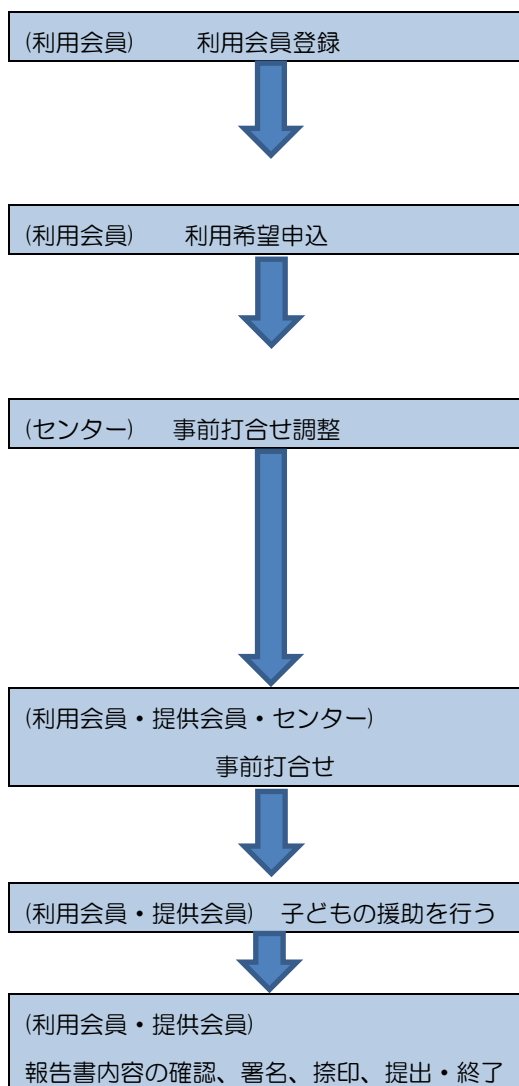
援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた報酬を利用会員から提供会員に支払います。

【一般世帯・ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯】

利用日	援助活動の時間	報酬
月曜日～金曜日	6時～22時	700円／時間
	上記以外	800円／時間
土曜日・日曜日・祝日・ 年未年始（12月29日から1月3日）	終日	800円／時間

- ① 提供会員宅で援助を行う場合は、保護者等が提供会員宅へ子どもを連れてきた時間から迎えが来て子どもを引き渡すまでを援助活動時間とし、提供会員宅以外で援助活動を行う場合（又は送迎も兼ねた場合）は、提供会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から援助活動を終えて自宅に戻るまでを援助活動時間とします。
- ② 報酬の算出にあたっては、活動時間の端数が30分以下の時は0.5時間とし、30分を超える時は1時間とします。0.5時間の報酬額は、上記の単価に2分の1を乗じて得た金額とします。
- ③ 複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は、2人目から半額とします。

## ●登録から利用までの流れ



- センターへ入会申込書を提出し、会員登録します。  
受付時間は8時30分～12時、1時～5時15分までです。
- センターに電話で利用希望申込み連絡を入れます。  
受付時間は8時30分～12時、1時～5時15分までです。
- センターでご希望を伺い、提供会員を探します。提供会員が見つかり次第、事前打合せの日程調整を行い、連絡します。  
※極力希望を満たせるよう努めますが、場合により時間や場所などの調整をさせていただく場合もあります。
- 利用者、提供会員、アドバイザーの三者で事前打合せを行い、援助内容、日時など、活動に必要な事柄を確認します。
- 援助活動報告書の内容を確認、署名、捺印します。
- 利用会員は報酬と実費を提供会員に直接支払います。
- 提供会員は1か月分の「援助活動報告書」をまとめ、翌月5日までにセンターへ提出します。

## 2. 病児・病後児の預かり

### ●援助できる内容

病児・病後児を預かります。ただし、医療機関による入院治療が必要のない子どもに限ります。基本的に、提供会員は、その時々で対応できる方で援助を行います。

- ・病児、病後児の預かり
- ・病児・病後児の預かりに伴う保育施設等、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎等

### ●預かりの対象

生後6か月～小学校6年生までの子どもを対象とします。

### ●預かり人数

病児・病後児の預かりは基本的に1人までとします。

### ●援助活動の場所

- ・子どもは原則利用会員宅で預かりますが、利用会員と提供会員の合意が得られれば、提供会員宅での預かりが可能です。

### ●提供会員

- ・講習会（保育、看護等24時間）を受けております。
- ・看護師等の資格をお持ちの方もおりますが、提供会員のほとんどの方が子育て経験のある一般のご家庭の方です。病児・病後児の預かりに関しては、専門家ではありませんので、医療器具（喘息発作時の吸入等）を使った援助はできません。

### ●病児・病後児の受け入れ基準

病児・病後児は、医療機関を受診し、預かり可能の場合に限り、受け入れます。

病児・病後児預かりを利用するにあたって、最も大切なことは、利用会員からの正確な情報提供です。お子さんを守るためにも、また、提供会員さんとの信頼関係を大切にするためにも、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

センターでは、下記の基準を参考にして、利用会員からの詳しいお話を聞き、できる限り預かるよう努力していきたくと思っています。

お気軽にご相談ください。

#### ☆受け入れ可能な場合☆

- ・全身状態がよい場合
- ・退院後で、症状・状態が落ち着いている場合

#### ☆受け入れられるケースが多いが、保護者からのより詳しい話を必要とする場合☆

- ・インフルエンザ、はしかなどの感染力の強い病気
- ・けいれんをおこしたことがある場合

#### ☆受け入れることができない場合☆

- ・全身状態が悪い場合
- ・医師に密な観察が必要だと言われた場合
- ・元気がない場合
- ・呼吸困難がある場合（ゼーゼーがひどい、鼻づまりが強くてミルクが飲めないなど）
- ・水分が取れない、おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合
- ・重症化するおそれのある感染症にかかっている場合
- ・38.5度以上の発熱がある場合

☆受け入れ可能な子どもに多い病気（参考）☆

扁桃腺炎、気管支炎、胃腸炎、ヘルパンギーナ、プール熱、手足口病、溶連菌、突発性発疹、急性出血性結膜炎、とびひ、おたふく、尿路感染症、風疹（三日ばしか）、アデノウィルス感染症、中耳炎、りんご病、水ぼうそう等

※症状によってはお預かりできない場合もあります。

※障害や慢性疾患をお持ちの場合はご相談ください。

## ●報酬（子ども1人／1時間あたりの料金）

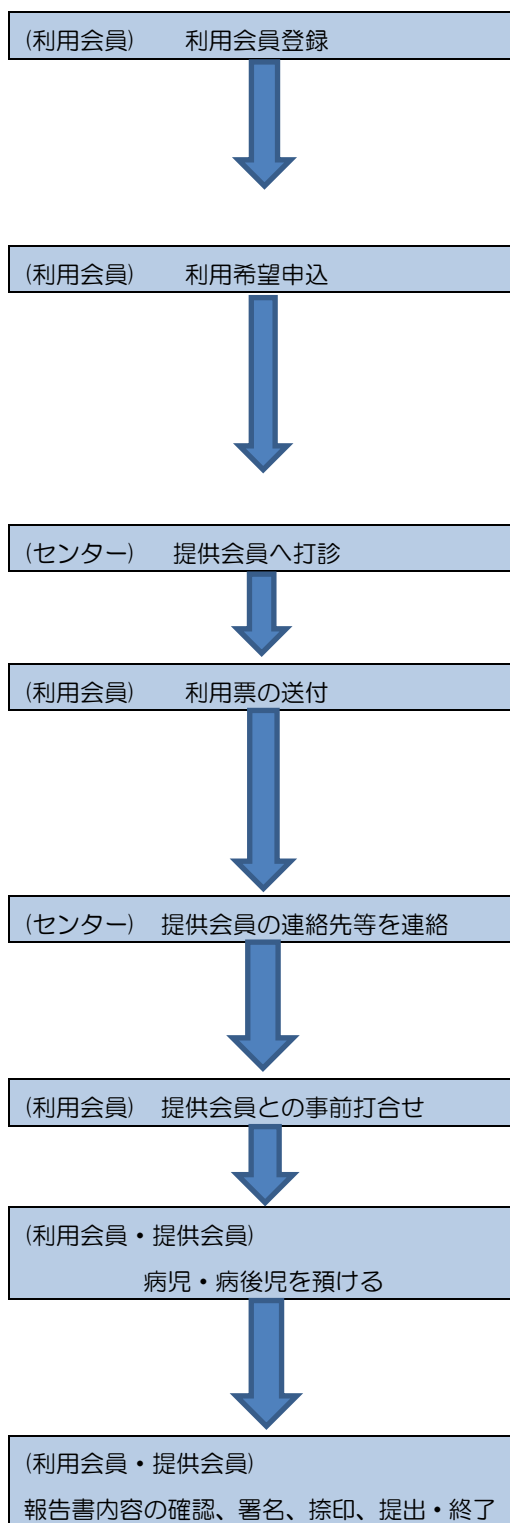
援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた報酬から助成金を減じた額を利用会員から提供会員へ支払います。

なお、小川町に住所を有する子どもの援助活動を行った提供会員の場合は、町からの助成対象となりますので、助成金交付申請書を提出してください。後日、町から助成金を振り込みます。ただし、利用会員の親族が提供会員となった場合は助成の対象外となります。

利用日	援助活動の時間	報 酬	一般世帯 町からの助成金	ひとり親家庭等 町からの助成金
月曜日～金曜日	6時～19時	1,000円／時間	300円／時間	500円／時間
土曜日・日曜日・祝日・ 年末年始（12月29日 から1月3日）	6時～19時	1,200円／時間	300円／時間	600円／時間

- ① 提供会員宅で援助を行う場合は、保護者等が提供会員宅へ子どもを連れてきた時間から迎えが来て子どもを引き渡すまでを援助活動時間とし、提供会員宅以外で援助活動を行う場合（又は送迎も兼ねた場合）は、提供会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から援助活動を終えて自宅に戻るまでを援助活動時間とします。
- ② 報酬及び町からの助成金の算出にあたっては、活動時間の端数が30分以下の時は0.5時間とし、30分を超える時は1時間とします。0.5時間の時は、上記の単価に2分の1を乗じて得た金額とします。
- ③ 「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭・市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯です。

## ●登録から利用までの流れ



●センターへ入会申込書、利用票2、3を提出し、会員登録します。

受付時間は8時30分～12時、1時～5時15分までです。

●センターに電話で利用希望申込み連絡を入れます。

受付時間は8時30分～12時、1時～5時15分までです。

●申込み前、利用会員は、医師の診察を受け、その結果を利用票4に記入しておきます。

●センターは、利用希望に添う提供会員を探し、見つかり次第、利用会員に連絡します。

●利用票4をセンターに送付。

※利用票の送付ができない場合、その旨をセンターに伝えてください。利用希望申し込み時に詳しい情報をお伺いします。

●利用票を送っていただき次第、提供会員の連絡先を伝えます。また、提供会員には利用会員の連絡先等、必要な情報を伝えます。

●利用会員から提供会員に電話し、預かりに必要な事柄の確認をします。

●預ける当日、利用会員は前日の様子を記入した利用票4を提供会員に渡すとともに、写しをセンターへ提出します（FAX可）。FAX送信したときは、必ずセンターへ連絡ください。

●援助活動報告書の内容を確認、署名、捺印します。

●利用会員は報酬と実費を提供会員に直接支払います。

●提供会員は1か月分の「援助活動報告書」をまとめ、翌月5日までにセンターへ提出します。

●利用助成金を申請する提供会員は、「助成金交付申請書」を提出します。

### 3. 実費・キャンセル料

#### 1 実費

報酬以外の交通費その他実費についても、利用会員から提供会員に支払います。

- ① 公共交通機関やタクシー等を利用した場合は、実費を提供会員に支払います。
- ② 提供会員が自家用車を使用した場合は、1回の援助につき100円（日に2回以上援助がある場合は、その回数分）を支払います。
- ③ 提供会員が町外で送迎を伴う援助に自家用車を使用した場合は、走行した距離1キロメートル当たり20円を支払います。
- ④ その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の下承があった中で行います。

#### 2 キャンセル料

- ① 活動予定日の前日又は当日のキャンセルの場合には、キャンセル料が発生します。

前日又は当日開始予定時刻の1時間前までの申し出……………1時間分の料金（ただし、予定援助時間が30分の場合は30分）

開始予定時刻の1時間前までに申し出なかったとき……………全額（ただし、2,000円を上限）

**※キャンセル料は助成の対象になりませんので、ご注意ください。**

### 4. 災害補償保険

トラブル防止のため、会員になると自動的に「賠償責任事故補償保険」、「傷害事故補償保険」に加入することになります。（保険料はセンターが負担）

#### ●賠償責任保険

「ファミリーサポートセンター」事業を実施中に、管理・監督・指導上のミスなどが原因で利用会員の子どもやその他の第三者の身体・財物に損害を与え、事業の運営責任者や提供会員が法律上の賠償責任を負った時の保険

補償項目	保険金額	
対人・対物賠償共通	1事故	2億円
保管者賠償	1事故	50万円
人格権侵害	1事故	2億円
現金・貴重品についての賠償	1事故	10万円
初期対応費用保険金	1事故	500万円
見舞費用保険金	1事故について被害者1名あたり最高50万円	

## ● 傷害保険

被保険者（提供会員・利用会員の子ども）の方が活動場所で急激かつ偶然な外来の事故により受傷された場合（熱中症・日射病・O-157・細菌性食中毒も対象）の保険

### ① 提供会員障害補償

事由	補償額	備考
死亡	700万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により700万円～21万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	4,500円	事故日より180日以内を限度
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

### ② 利用会員の子ども傷害補償

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万円～15万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度
手術	—	手術の種類に応じた限度額
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度

## 5. 預かりに際して準備していただくもの

- ・ 昼食、おやつ
- ・ ミルク、哺乳瓶
- ・ 食事用エプロン
- ・ 紙おむつ、おしりふき
- ・ お気に入りの絵本やおもちゃなど
- ・ 着替え
- ・ 汚れものを入れる袋（スーパーのレジ袋等）
- ・ おくるみなど羽織るもの
- ・ バスタオル
- ・ おしぼりタオル
- ・ ティッシュ
- ・ 薬（必要児童のみ）

※受診した医療機関からもらった薬を預かり時間中に飲む分を、1回分ずつ小分けにしてご用意ください。（市販薬不可）

●病気の子ども預かり時には・・・

- 保険証またはそのコピー
- 受診した病院の診察券
- 町から支給される医療証、医療券など  
※受診が必要になった際に、必要となるものを用意してください。
- 熱が高くなった時のために冷えピタ等、体を冷やす物も用意してください。